

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：17301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26671036

研究課題名(和文) 困難さを抱えた若者を対象とした移行支援プログラムの日本版質的評価基の開発

研究課題名(英文) The development of a comprehensive migration support programs for caregivers of children and young people who suffer from trauma

研究代表者

花田 裕子 (HANADA, Hiroko)

長崎大学・医歯薬学総合研究科(保健学科)・教授

研究者番号：80274744

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：CARFの本社においてCEOよりCARF International 2016年度版の翻訳を認められた。里親などのトラウマを受けた子供を養育している施設への配布を認められた。翻訳を行い、日本文化や日本の制度と合致しているか検討を重ねた。その結果、世界的に活用されている点、制度が違っても支障がない点から大きな変更点はないまま日本語版とした。

研究成果の概要(英文)：The CEO of CARFI was allowed to distribute to children receiving child trauma such as foster parents.

We conducted translations and examined with group cooperation, foster parents and cooperation of nursing home staff in Nagasaki City to see if they are consistent with Japanese culture and Japanese institutions. As a result, it has been changed to the Japanese version without major change from the point that it is utilized globally and there is no hindrance even if the system is different. The CDROM was sent to two child representatives related to child abuse by the child rearing facility, the group home, and the National Assembly, centered on the foster parent who conducted the interview at the last Institute of Science and Technology B across Japan. Also sent to CARF headquarters. More than 10 founding letters have arrived to be helpful for foster parents and want to encourage foster associations and child consultation centers.

研究分野：児童精神看護学

キーワード：トラウマ 児童虐待 サービス認証

1. 研究開始当初の背景

24年度から4年間の自立支援(移行支援)ニーズ全国調査で、里親委託でも施設委託でも共通する子ども・若者の移行支援の課題が明らかになった。そして、全ての調査対象で、子どもの問題行動の理解や対人関係、ストレス対処能力、生活スキルを高める養育をするための支援を強く求めている。また児童虐待被害者だけでなく、親の依存症や精神疾患による不適切な養育環境や家庭内暴力の目撃などでトラウマを負った子ども・若者が多く存在していた。現在の脳科学では、生活スキルや対人関係のスキルは「信頼できる人から教えてもらうことで初めて身につくもの」であることが立証されている。これらのことから本研究は、養育者をエンパワーメントしながら、子ども・若者の移行支援を支える養育者対象の包括的移行支援プログラムを開発する。24年度から4年間の科研費(基盤研究B)「16歳以上の虐待被害者を対象とした包括的継続的自立支援に関する研究」で、子ども・若者の抱えている自立に向けての課題や支援のためのニーズ調査を全国の里親・ファミリーホーム・児童養護施設・自立援助ホーム・情緒障害児短期治療施設を対象とした調査を実施した。その結果、子ども・若者の課題と養育者が抱える対象理解の不足からくる不安が明らかになった。子ども・若者の自立の課題として養育者達が共通して認識していたことは、「基本的な生活習慣の未修得・マナーやルールを学んでいない・問題解決の方法を知らない・対人関係の不器用さ」などであった。養育者たちの「なぜこのような問題行動や発達上の問題を持っているのかを知りたい」というニーズも非常に高かった(2012Hanada 他/Kawamura 他 北島/2014Nagae 他)。統計的な調査結果では、児童養護施設では身体的な病気の相談ニーズが77.2%に対して、精神的な問題の相談ニーズは83.5%と高い割合を示していた、里親やファミリーホームでも同程度のニーズが示されていた(2015・2016北島)。我々が訪問日程調整をすると、研究者が児童精神看護の専門家であると知り、前日に会って相談に乗ってもらえないかという依頼が非常に多かったことから、養育者たちの対象理解に対するニーズは非常に高いといえる。言い換えると、対象理解を深めることによって、子ども・若者が抱える自立への問題解決を支えていけるということである。

近年、日本では里親の相談先として児童相談所から地域の児童養護施設や乳児院が相談員を置き支援を担っている。沖縄では里親支援員のシステムがモデル事業で始まっている。里親支援員たちは、これから里親との信頼関係を作らないと相談にはきてくれないし、良いアドバイスをするための研鑽も今後積んでいく必要性を自覚していた。相談事業は必要であるがそこに自立に向けての視点がないことが問題である。本研究が目指すも

のは単に里親支援ではなく、あくまでも子ども・若者が、貧困状態に陥らずに社会の中で生きていく力をつけていくための移行支援である。幼少期から青年期までのトラウマを抱えた対象の理解を深めることで、養育者が自立の課題と考えていることに対して、子どもと共に解決していける力をエンパワーメントするためのプログラムである。海外では、現在の脳科学では問題を抱えた子ども・若者への生活スキル教育は「信頼できる人から教えてもらうことで初めて身につくもの」であることが知られている(Perry2006/2010)しかし、日本では、社会的養護下で生活する高校生を対象にした自立支援プログラムが複数あり、企業の助成金などを活用して毎年1回、2-4日間の、金銭管理や料理、性教育、マナー教育などのプログラムを既存の施設や専門家のレクチャーという形で行っている。これらの移行支援プログラムは、多くの受講者たちが保護解除後に行方が分からなくなっていて、参加者への効果や継続性などについて評価はされていない現状も明らかになった。2012年に発表された、東京都の児童養護施設出身者のその後の調査でも、行方不明者が70%を超え、連絡先を施設が把握できるような状態の若者も非正規雇用が大多数であり、生活上の問題や人間関係の問題があっても相談者もなく、離職率も高く貧困状態であった。行方不明になっている若者の一部はシェルターや自立援助ホームにたどり着くが、支援団体の話では、全ての若者が貧困状態に陥り、行き場を失い犯罪に巻き込まれたり、精神病を発症したり、薬物依存になっている若者も多く、就労支援よりもまず体と心を休めることが第一で、基本的な生活スキルを覚えたり趣味を見つけることに時間を持てる居場所が必要であることを政府に要望しているとのことであった。海外の里親支援と移行支援の現状は、成人期への移行支援学会や世界里親大会に参加すると、日本とは違う手厚さを痛感する。親の依存症や精神疾患による不適切な養育環境や児童虐待、家庭内暴力の目撃などでシビアなトラウマを負った子どもは、すぐに里親やグループホームなどに入ることはなく、治療的環境でアセスメントされ、フォローを受けて養護下に入っていくことがわかった。また世界各地にある「10代のための支援施設」には、社会的養護下にいるときから継続して、若者のニーズに合わせた支援が行われている。オクラホマ州には、裁判所の判断で、幼少期或いは思春期からグループホームで養育され(日本のファミリーホームに近い)18歳以上になるとトランジションハウス(移行期のアパート)で家賃を払って生活しながら、アルバイトや仕事に通って段階的な移行支援を幼少期から20代まで行っているNPOもあった、それ以外でも、継続的で多岐にわたる支援を、専門家集団から構成されたNPOが移行支援を行っている(花田2016)。

一般家庭で子供時代から親は子供の特徴にあわせて料理やマナー、社会のルールを教えている。同様に、社会的養護下にいる間に養育者たちが、子ども・若者のトラウマやそれによって生じる脳の発達の問題とそこから派生する成長発達のアンバランスについて理解を深めながら社会の中で生きていくために必要なスキルを教えていくことが、移行支援の基本ではないかと考える。これが、結果として、保護解除後の子ども貧困を予防すると考える。

本研究では、米国だけでなくロシア政府の委託を受けて移行支援人材育成をしている実績をもつ NRCYD の養育者対象の移行支援プログラムを基本に、日本の文化に合致できるように修正を養育者を行い「トラウマを抱えた子ども・若者の養育者を対象とした包括的移行支援プログラム」を開発することを目的とした介入研究である。

2. 研究の目的

24年度から4年間の自立支援（移行支援）ニーズ全国調査で、里親委託でも施設委託でも共通する子ども・若者の移行支援の課題が明らかになった。そして、全ての調査対象で、子どもの問題行動の理解や対人関係、ストレス対処能力、生活スキルを高める養育をするための支援を強く求めている。また児童虐待被害者だけでなく、親の依存症や精神疾患による不適切な養育環境や家庭内暴力の目撃などでトラウマを負った子ども・若者が多く存在していた。現在の脳科学では、生活スキルや対人関係のスキルは「信頼できる人から教えてもらうことで初めて身につくもの」であることが立証されている。これらのことから本研究は、養育者をエンパワーメントしながら、子ども・若者の移行支援を支える養育者対象の包括的移行支援プログラムを開発する。

3. 研究の方法

1年目に、米国アリゾナ州ツーソンの CARF International 本社において CEO に研究目的と使用目的を説明して、質疑を受けて CARF Standard 2016 年度版の翻訳を認められた。また、里親などのトラウマを受けた子供を養育している施設への配布を認められた。翻訳内容は、CARF Standard 2016 の必要部分として、CARF の子ども若者部門の責任者と検討の上「基準の手順と手引き」「青少年サービスに関する一般的プログラム基準」「グループホームケア」「里親養育」「集団療法」「コミュニティの移行」について翻訳を決める。

1年目の後半より、翻訳会社の通訳による翻訳を行い、その後研究者が翻訳をチェックして専門用語の修正を行う。日本語版のひとつのセクションが終わる都度に、日本文化や日本の制度と合致しているかを、集団ケアグループ、グループケア、里親（沖縄里親会総会で実施）、長崎市内の養護施設職員の協力を得て検討を重ねた。

4. 研究成果

検討の結果、世界的に活用されている点、制度が違って支障がない点から大きな変更点はないまま日本語版とした。全国の前回の科研Bでインタビューを実施した里親を中心に児童養護施設、グループホーム、国会の児童虐待関連の団体代表2名にCDROMを送付した。CARF本部にも送付。里親たちより非常に参考になり、里親会や児童相談所に働きかけていきたいとの手紙が10通ほど届いている。トラウマを受けた子供を養育している施設への配布を認められた

翻訳したセクション2；青少年サービスに関する一般的プログラムの基準である。その内容の概要は、サービスを提供する組織は、サービスの個別性のある計画立案を行い、利用者のサービス利用者の独自の強さ、必要性、能力、および優先性を統合した目標と目的を確立します。サービス利用者はケアシステムを通して容易に移行する機会が得られます。

指導原理には以下の事項が含まれます。

- 青少年および家族主導のサービス
- 立ち直る力の促進
- 文化的および言語的能力
- 体力に基づくアプローチ
- 家族およびコミュニティの状況においてすべての人に対する焦点
- 該当する場合、心的外傷に関する学識

セクション3：

里親養育；里親/親族養育は、生家以外の家族設定または養子先の家庭において青少年を配置するための契約または合意の下に行われます。里親/親族養育は、青少年のための家庭を築き維持する家庭に対し提供されます。この関係を確立するうえで裁判所の関与を必要とする場合があります。

里親/親族養育は包括的であり、青少年、原家族（生まれた家庭）および里親/親族家族のためのサポートおよびサービスの制度を確立します。プログラムでは里親および/または親族家族を支援し、青少年の生活において安定性を確立するために、青少年と家族の変化をもたらすその強さと能力を認識します。里親/親族養育には親類のケア、養子縁組前の配置、患者/カウンセラーの家庭でのケアなども含まれます。カナダでは、これにはケア以外のオプションや一般的な里親養護家庭のようなプログラムも含まれる場合があります。CARFは里親/親族家族の家庭を認定するのではなく、里親/親族養育の配置が有効に行われるプログラムにおいて提供されるサービスを認定します。

特定の必要性としては以下の項目が考えられます。

- 兄弟姉妹を得る能力
- 行動の管理
- 対立の解消
- 問題解決
- 怒りの管理
- 意思決定
- 危機管理
- 育児
- 性同一性
- セクシュアリティ
- 自立生活

専門的または治療的里親養護

解説

専門的または治療的里親養護プログラム

では、自らの自然な家庭以外で、コミュニティベースの設定で集中的介入を必要とする虐待の報告書または特定された必要性のある青少年に対し治療的サービスを提供します。治療は安全かつ支援となる設定で提供され、期限を定めて行われる可能性もあります。このプログラムの目標は、青少年を自然な家族と再結合するか、あるいは青少年それぞれにとって最善の利益があると特定されたものを提供することです。このプログラムには、治療的里親養護、専門性に特化した里親養護、治療的家族サービス、治療的里親養護などが含まれる可能性があります。

このプログラムでは、サービスを利用する青少年の特定した必要性を満たすため、能力を基本とした訓練を行います。

a.対象者：(1)職員(2)専門的または治療的里親養護の提供者

b.訓練の内容：

(1)愛着理論(2)悲しみと喪失感(3)青少年の成長と発育(4)行動管理の技能(5)学習障害(6)文化的能力(7) 青少年に対する配置の効果(8)適用可能な法的問題(9)コミュニケーション方法(10)必要な薬物療法および/または医療サービス(11)心的外傷(12)必要に応じて、専門的な訓練

グループホームケア：解説

グループホームプログラムでは、虐待、養育の放棄、無許可外出、他の特定した必要性、または特定の行動学的必要性のある青少年に対する治療サービスに関する報告書が出されている青少年に対する配置を提供します。サービスは安全かつ支援を行う設定で提供され、期間が限定されています。このプログラムの目標は、青少年にとって最善の利益がある状況で、青少年を自然な家族などの永続的配置に再結合することです。すべての場合において、コミュニティへの統合が最大限可能な限り得られます。

このプログラムでは、各サービス利用者の必要性に基づいて、以下のような青少年および家族のケアについて訓練を受けた専門家へのアクセスを提供します。

a.心理学者 b.カウンセラーc.家族セラピストd.ソーシャルワーカーe.ユースワーカー

f.精神科医 g.医療職員 h.必要に応じて、その他の提供者 医療職員とは、看護師、理学療法士、言語療法士などです。

サービスを利用する集団の特定の必要性を満たすため、職員は能力を基本とした以下の項目を含む訓練を受けます。

a.愛着理論 b.悲しみと喪失感 c.児童の成長と発育 d.行動管理の技能 e.生活技能 f.学習障害 g.社会的および情緒的必要性 h.文化的能力 i.児童に対する配置の効果 j.健康および栄養 k.適用可能な法的問題 l.コミュニケーション方法 m.心的外傷 n.その他特別な必要性

これらのほかに、集団ケア、移行支援サービスなどの翻訳を行って、内容の検討と日本に

おける整備の必要性について検討した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 0 件)

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

花田 裕子 (HANADA, Hiroko)

長崎大学・医歯薬学総合研究科

(保健学科)・教授

研究者番号：80274744

(2)研究分担者

永江 誠治 (NAGAE, Masaharu)

長崎大学・医歯薬学総合研究科

(保健学科)・助教

研究者番号：50452842

サンダース トッド (SAUNDERS, Todd)

長崎大学・医歯薬学総合研究科

(医学系)・助教

研究者番号：80701234

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし